

平成26年6月12日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年6月12日(木) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位にはご多忙のところ定刻にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、平成26年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりごあいさつがあります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。

もう梅雨には入ってはいるのですが、なかなか多度津の方では大きな雨がなくて、これは幸いなことなんですけども、関東とか北信越、また北海道の方では随分と雨の悪影響を受けているようであります。また河川の増水によりまして、子どもという貴重な、本当に大事にしなきゃいけない命も失われている事例も今起きているところでもあります。

そういう意味では、これから梅雨に入りまして、また多度津町におきましても川の越水、冠水そして土砂災害などいろいろと気になるところではあります。

今、桜川の鶴橋から下流におきましては、2年前に長年の懸念でありました越水に対しまして、嵩上げ工事を行いました。

また観音堂川も今、工事をしているところです。

当初の予定よりも高い嵩上げと少し拡幅をいたしまして、ちょうどその前年に大きな冠水しておりましたので、それに対応する為に、今手を打っているところでもあります。

また二反地川そして弘田川、これも上流に向けて今、護岸の整備を行っているところでもあります。

また土砂災害におきましても、今桃陵公園の一角、東白方から城ヶ下にかけてのところで今工事を行っておりますが、やはりいくら整備をしてもしすぎるということはないと思っております。

町民の安心安全を守るためには、やはり想定外のことも想定をしておかなきゃいけないので、準備とそしてもし起こったときの瞬時の対応も大変大事だと思っております。

そういう意味では、議員の皆様方のお力もまたお知恵もお借りをしていただきながら、町民の安全と安心を守っていきたいと思っております。

また今日は6月議会を開催するにあたりまして、大変ご多忙中にもか

かわりませず、全員の議員の皆様方にご出席をいただいておりますこと感謝を申し上げ、この6月議会、皆様方にとって、また私共にとっても有意義な議会となりますことを心から期待を申しあげて開会に際してのご挨拶といたします。

どうかよろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成26年第2回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番 塩野拓二君、14番 佐々木勇君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

門議員。

議会運営委員会委員長（門 瀧雄）

会期は、本日よりこの20日といたしたいと思えます。

内容につきましては、議長の方でお謀りをお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月20日までの9日間とし、日程については、6月12日木曜日提案説明、6月13日金曜日から6月16日月曜日まで休会、17日火曜日一般質問、18日水曜日総務教育常任委員会、19日木曜日総務教育常任委員会予備日、20日金曜日議案審議と致したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月20日までの9日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配布いたしました請願文書表のとおりでございます。

これを会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので報告いたしま

す。

次に監査委員より、例月現金出納検査、町長より、平成25年度 多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成25年度 多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成25年度 公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4 議案第1号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例(案)の制定について、提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長(前原 成俊)

おはようございます。

それでは、議案第1号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例(案)の制定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年8月、死傷者59名を出しました京都府福知山市での花火大会火災を踏まえて、同様の事故を防止するよう、消防法施行令第5条の2第1項に規定する「対象火気器具等の取扱い」、(いわゆる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い)に関する規定の整備のほか、「『屋外における催しの防火管理体制の構築』を図るため、不特定多数の者が集合する大規模な催しを主催する者に対しまして、『防火担当者の選任』、『火災予防上必要な業務計画の作成』等を義務付ける」よう、従前の準則であります「火災予防条例(例)」の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明したいと存じますので、4ページをお開き下さい。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

まず、4ページの上段部分をご覧ください。

目次といたしまして、第5章の次に「第5章の2」といたしまして新たに「屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)」の項目を追加しようとするものでございます。

同じく4ページの中段をご覧ください。

第18条に規定しております「液体燃料を使用する器具」の取扱い基準

に、新たに「第9号の2」として「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。」と、（液体燃料を使用する器具）を使用する際は、消火器の準備を義務づける条文を追加しようとするものでございます。

同じく4ページの下段をご覧ください。

第19条に規定しております「固体燃料を使用する器具」の取扱い基準につきましても、同条第2項中に今回整備しようとする「第18条第1項第9号の2」を含んだ規定を準用しようとするものでございます。

続いて5ページの上段から中段をご覧ください。

第21条に規定しております「電気を熱源とする器具」の取扱い基準につきましても同条第2項中に、また、第22条に規定しております「使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」の取扱い基準につきましても、今回整備しようとする「第18条第1項第9号の2」を含んだ規定を準用しようとするものでございます。

同じく5ページの下段から6ページ中段をご覧ください。

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理」といたしまして、新たに第42条の2及び第42条の3の「2条」を追加しようとするもので、「第42条の2」では「指定催しの指定」といたしまして第1項で「指定の要件」、第2項で「主催者からの意見聴取」、第3項で「主催者への通知及び公示」に関する規定を整備しようとするものでございます。

6ページの下段から7ページ下段にかけて、ご覧ください。

第42条の3では「屋外催しに係る防火管理」といたしまして第1項で「指定催しの指定を受けた主催者に対しまして、開催日の14日前までに『防火担当者の選任』と6項目にわたります『火災予防上必要な業務に関する計画の作成を義務付け』たうえ、第2項で「開催日の14日前までの計画の提出」を義務付ける規定を整備しようとするものでございます。

続きまして8ページの上段をご覧ください。

第45条に規定されております「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」に、新たに第6号といたしまして「『指定催し』に指定され、露店等を開設し、対象火気器具等を使用する」場合は、消防機関に「あらかじめ届け出ることを義務化する規定を整備しようとするものでございます。

続いて8ページの中段から9ページ上段をご覧ください。

第49条に規定されています罰則に、新たに第4号といたしまして今回

改正しようとし、『火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者』を追加しまして30万円以下の罰金を科す規定を整備しようとするものでございます。

また、第50条では第1項で「法人等の代表者等」、第2項で「法人でない団体の代表者等」につきましても違反行為があれば、第49条の罰則を適用する規定を整備しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。議案第1号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきましての、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第2号 多度津町土地開発基金条例を廃止する条例（案）の制定について、議案第3号 平成26年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第2号 多度津町土地開発基金条例を廃止する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

廃止する理由でございますが、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和59年12月に多度津町土地開発基金条例を制定しました。当初は基金を利用しての土地取得をしておりましたが、平成8年以降取得はしていないのが現状であります。また、基金により取得した保有地も、財政難により、平成15年以降、町による買い戻しも行われておりません。今後は、社会情勢を鑑みたなかでは、基金を利用しての土地取得はありませんので、この度、廃止をするものでございます。なお廃止に伴い、基金保有地については買い戻しを行い、町管理用地として利用計画を考えてまいります。

なお、施行期日は平成26年6月30日を予定しております。

以上、簡単ではありますが提案説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第

1号) について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、96億6千万円に、歳入歳出それぞれ、1億1千877万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、97億7千877万1千円とするものです。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、社会福祉費、児童福祉費などです。

歳入における増額補正の主なものは、国庫補助金などです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

22ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款3. 民生費は、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金の支給に伴い、1億1千364万円の増額補正により、26億5千89万5千円に改めるものです。

項1. 社会福祉費は、7千653万1千円を増額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費は、7千594万1千円を増額。

目3. 老人福祉費は、55万円の増額。

目7. 障害者福祉費は、4万円の増額です。

項2. 児童福祉費の目1. 児童福祉費は、3千710万9千円を増額です。

24ページをお開き下さい。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目3. 環境衛生費は、財源内訳の変更です。

26ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、149万円の増額補正により、1億8千182万円に改めるものです。

項1. 農業費の目3. 農業振興費、149万円の増額です。

28ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、132万7千円を増額補正により、8千641万円に改めるものです。

項1. 商工費の目3. 観光費、132万7千円を増額です。

30ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、170万円の増額補正により、3億5千359万6千円に改めるものです。

項1. 消防費の目4. 防災費、170万円の増額です。

32ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、61万4千円を増額補正により、27億3千481万9千円に改めるものです。

項2. 小学校費の目2. 教育振興費は、13万円の増額。

項3. 中学校費は、45万円を増額し、内訳として、目2. 教育振興費は、45万の増額。

目3. 学校建設費は、財源内訳の変更です。

項5. 社会教育費は、3万4千円を増額し、内訳として、目1. 社会教育総務費は、財源内訳の変更。

目2. 公民館費は、3万4千円を増額。

目3. 図書館費は、財源内訳の変更です。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1億1千220万円の増額補正により、11億4千696万1千円に改めるものです。

項2. 国庫補助金の、目3. 民生費国庫補助金、1億1千220万円の増額です。

12ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、9万円の増額補正により、5億7千250万2千円に改めるものです。

項2. 県補助金の、目4. 農林水産業費県補助金、9万円の増額です。

14ページをお開き下さい。

款11. 寄付金は、123万8千円の増額補正により、148万9千円に改めるものです。

16ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、350万円の増額補正により、7億9千18万7千円に改めるものです。

項2. 基金繰入金の目2. 財政調整基金繰入金の増額です。

18ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、4万3千円の増額補正により、4万4千円に改めるものです。

20ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、170万円の増額補正により、1億6千543万2千円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額96億6千万円を、97億7千877万1千円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第4号 多度津町道の路線廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第4号 多度津町道の路線廃止について、提案説明をさせていただきます。

今回の廃止路線については、香川県と多度津町及び丸亀市、坂出市、宇多津町との間で、「さぬき浜街道の再編に伴う道路の移管に関する確認書」で確認をされた浜街道部分の多度津町道を県道に移管するものであります。

資料として1ページの路線の廃止内容、2ページ、廃止路線箇所図をご覧ください。

廃止路線名としては、町道1号線で、起点大字東白方字堂ノ前428番地1地先から終点堀江三丁目161番地3地先までの延長2396.6m、幅員22mで、町民健康センター南玄関前から西岡商事前交差点までの区間を廃止するものでございます。

以上の内容のものを、道路法第10条第3項の規定によりまして、町道の路線廃止について議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第4号 多度津町道の路線廃止について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議員提出議案第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布のとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

日程第8 議員提出議案第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第4号までの4議案につきまして、これを総務教育常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、4議案を会期中の総務教育常任委員会に付託、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前9時28分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26 年 6 月 12 日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成26年第2回多度津町議会定例会議事日程

6月12日（木）午前9時開議

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 諸般の報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 町長報告
- 日程第4. 議案第1号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例(案)の制定について
- 日程第5. 議案第2号 多度津町土地開発基金条例を廃止する条例(案)の制定について
- 議案第3号 平成26年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6. 議案第4号 多度津町道の路線廃止について
- 日程第7. 議員提出議案第1号 議員派遣の件について
- 日程第8. 議員提出議案第2号 議員派遣の件について